

	本会議答弁（7月1日）	事実関係の確認における関係者の発言
基本答弁	本事案の調査は、地方公務員法、守口市事務分掌条例施行規則、守口市情報セキュリティポリシーに基づいて調査を実施しております。 これらを確認する手続きについても、情報セキュリティ対策基準において、調査の目的、調査を行うことができる者や、情報の取扱いについて定めており、同規定に基づき、調査の必要性や目的に応じて適切に判断し、対応しております。	・デジタル戦略課長代理から課長に対して、企画財政部長への報告と指示確認が必要と伝えた。 ・デジタル戦略課長は、部長へ報告すべきと課長代理から言われた記憶はない。 ・企画財政部長としては、そのような報告は受けていない。 ・デジタル戦略課長は、部長の確認が必須という認識はなく、自己の権限で対応可能と考えていた。 ※上記役職については当時。
基本答弁	防犯カメラの映像の確認につきましては、庁舎管理上で生じた事故等の検証等、必要な場合に限っていることから、本件のような調査につきましては、閲覧権限を付与しないこととしております。	・防犯カメラについては、実際には確認していない。 ・事情聴取の場において、防犯カメラを確認する旨、または確認した旨と受け取られる発言があった。
再答弁	防犯カメラの映像につきましては、確認しておりません。その理由につきましては、防犯カメラの映像の確認につきましては、庁舎管理上で生じた事故等の検証等必要な場合に限っていることから、本件のような調査につきましては、確認しないこととしておりますので、防犯カメラについては確認しておりません。	
基本答弁	調査の必要性・相当性につきましては、サービスを所管する人事課において調査範囲などを検討し、職員分限懲戒等審査委員会において判断しております。	・職員分限懲戒等審査委員会で調査範囲や調査方法を審査し、客観性を担保しているとの答弁について、それはしておらず、決裁を取っていないのではないかと。 ・答弁では現在のことを答えており、令和6年当時に関しては、人事課において調査範囲等を決定していた。このことについて、当時と現在の時系列の認識に違いがあったため、総務部長が人事課長とともに、翌日（7月2日）、質問議員に対して説明した。
再答弁	今回の調査範囲等につきましては、分限懲戒等審査委員会において調査範囲を事前に説明して、その範囲を決定しておるものでございまして、私の恣意的な判断ではなく、分限懲戒等審査委員会において決裁を取っておるところでございます。	

	本会議答弁（7月1日）	事実関係の確認における関係者の発言	答弁と事実関係との整合性
基本答弁	本事案の調査は、地方公務員法、守口市事務分掌条例施行規則、 <u>守口市情報セキュリティポリシーに基づいて調査を実施しております。</u> これらを確認する手続きについても、情報セキュリティ対策基準において、調査の目的、調査を行うことができる者や、情報の取扱いについて定めており、同規定に基づき、調査の必要性や目的に応じて適切に判断し、対応しております。	・デジタル戦略課長代理から課長に対して、企画財政部長への報告と指示確認が必要と伝えた。 ・デジタル戦略課長は、部長へ報告すべきと課長代理から言われた記憶はない。 ・企画財政部長としては、そのような報告は受けていない。 ・デジタル戦略課長は、部長の確認が必須という認識はなく、自己の権限で対応可能と考えていた。 ・デジタル戦略課長が人事課長に対し、調査に係るデータを提供する際に、法務専門官の確認が取れているという人事課長の発言を基に、データ提供を行っていたとの発言があった。 ※上記役職については当時。	・守口市情報セキュリティポリシーに基づいた適切な調査となっていたか検証が必要。
基本答弁	防犯カメラの映像の確認につきましては、庁舎管理上で生じた事故等の検証等、必要な場合に限っていることから、 <u>本件のような調査につきましては、閲覧権限を付与しないこととしております。</u>	・防犯カメラについては、実際には確認していない。 ・事情聴取の場において、防犯カメラを確認する旨、または確認した旨と受け取られる発言があった。また、事情聴取書にもカメラを確認する旨の記載があった。 ・事情聴取の場における防犯カメラを確認する旨の発言は、事実を確認するためのもの。	・事情聴取の場において、防犯カメラを確認する旨の発言があったこと（事情聴取書にも記載あり）で、実際に防犯カメラを確認した可能性について検証が必要であるが、答弁者本人は見えていないと主張。
再答弁	防犯カメラの映像につきましては、 <u>確認しておりません。</u> その理由につきましては、防犯カメラの映像の確認につきましては、庁舎管理上で生じた事故等の検証等必要な場合に限っていることから、本件のような調査につきましては、確認しないこととしておりますので、 <u>防犯カメラについては確認しておりません。</u>		
基本答弁	調査の必要性・相当性につきましては、サービスを所管する人事課において調査範囲などを検討し、 <u>職員分限懲戒等審査委員会において判断しております。</u>	・職員分限懲戒等審査委員会で調査範囲や調査方法を審査し、客観性を担保しているとの答弁について、それはしておらず、決裁を取っていないのではないか。 ・答弁では現在のことを答えており、令和6年当時に関しては、人事課において調査範囲等を決定していた。このことについて、当時と現在の時系列の認識に違いがあったため、総務部長が人事課長とともに、翌日（7月2日）、質問議員に対して説明した。	・令和6年当時の取扱いとしては、人事課において調査範囲等を決定されていた。 ・答弁は、現在の取扱いについて答弁したものであり、時系列の認識の違いによるもの。
再答弁	今回の調査範囲等につきましては、 <u>分限懲戒等審査委員会において調査範囲を事前に説明して、その範囲を決定しておるものでございまして、私の恣意的な判断ではなく、分限懲戒等審査委員会において決裁を取っておるところでございます。</u>		

関係者

林 企画財政部長、西岡 総務部長、尾崎 水道局長、助川 議会事務局長

中村 市民生活部次長、阪本 納税課長、渡邊 総合窓口課長、福前 こども家庭センター長、脇田 法制文書課参事

池田 人事課主任

	本会議答弁（7月1日）	事実関係の確認における関係者の発言	答弁と事実関係との差異
基本答弁	本事案の調査は、地方公務員法、守口市事務分掌条例施行規則、守口市情報セキュリティポリシーに基づいて調査を実施しております。 これらを確認する手続きについても、情報セキュリティ対策基準において、調査の目的、調査を行うことができる者や、情報の取扱いについて定めており、同規定に基づき、調査の必要性や目的に応じて適切に判断し、対応しております。	・デジタル戦略課長代理から課長に対して、企画財政部長への報告と指示確認が必要と伝えた。 ・デジタル戦略課長は、部長へ報告すべきと課長代理から言われた記憶はない。 ・企画財政部長としては、そのような報告は受けていない。 ・デジタル戦略課長は、部長の確認が必須という認識はなく、自己の権限で対応可能と考えていた。 ・デジタル戦略課長が人事課長に対し、調査に係るデータを提供する際に、法務専門官の確認が取れているという人事課長の発言を基に、データ提供を行っていたとの発言があった。 ※上記役職については当時。	・当時の調査手続の一部において、情報セキュリティポリシーに基づく取扱いがなされていない部分があった。
基本答弁	防犯カメラの映像の確認につきましては、庁舎管理上で生じた事故等の検証等、必要な場合に限っていることから、本件のような調査につきましては、閲覧権限を付与しないこととしております。	・防犯カメラについては、実際には確認していない。 ・事情聴取の場において、防犯カメラを確認する旨、または確認した旨と受け取られる発言があった。また、事情聴取書にもカメラを確認する旨の記載があった。 ・事情聴取の場における防犯カメラを確認する旨の発言は、事実を確認するためのもの。	・事情聴取の場において、防犯カメラを確認する旨の発言があったこと（事情聴取書にも記載あり）で、実際に防犯カメラを確認した可能性はあるが、答弁者本人は見ていないと主張。
再答弁	防犯カメラの映像につきましては、確認しておりません。その理由につきましては、防犯カメラの映像の確認につきましては、庁舎管理上で生じた事故等の検証等必要な場合に限っていることから、本件のような調査につきましては、確認しないこととしておりますので、防犯カメラについては確認しておりません。		
基本答弁	調査の必要性・相当性につきましては、服務を所管する人事課において調査範囲などを検討し、職員分限懲戒等審査委員会において判断しております。	・職員分限懲戒等審査委員会で調査範囲や調査方法を審査し、客観性を担保しているとの答弁について、それはしておらず、決裁を取っていないのではないか。 ・答弁では現在のことを答えており、令和6年当時に関しては、人事課において調査範囲等を決定していた。このことについて、当時と現在の時系列の認識の違いがあったため、総務部長が人事課長とともに、翌日（7月2日）、質問議員に対して説明した。	・令和6年当時の取扱いとしては、人事課において調査範囲等を決定されていた。 ・答弁は、現在の取扱いについて答えたものであり、時系列の認識の違いによるもの。
再答弁	今回の調査範囲等につきましては、分限懲戒等審査委員会において調査範囲を事前に説明して、その範囲を決定しておるものでございまして、私の恣意的な判断ではなく、分限懲戒等審査委員会において決裁を取っておるところでございます。		

関係者

林 企画財政部長、西岡 総務部長、尾崎 水道局長、助川 議会事務局長

中村 市民生活部長、阪本 納税課長、渡邊 総合窓口課長、福前 こども家庭センター長、脇田 法制文書課参事

池田 人事課主任